

「外国人起業活動促進事業に関する告示の一部改正（案）」に関する意見公募手続の結果について

令和7年10月16日

経済産業省

イノベーション・環境局

イノベーション創出新事業推進課

「外国人起業活動促進事業に関する告示の一部改正（案）」について、令和7年8月26日から同年9月24日まで意見公募手続を実施しました。提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

番号	提出意見の概要	提出意見を考慮した結果等
1	<p>資本金等に関する要件を引き上げるべき</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 資本金を1億円超として、外形標準課税適用すべき</li><li>・ 現行の3,000万円は円安や他国制度比較の観点から低水準であり、国際競争力維持のためには5,000万円以上への段階的引き上げが望ましい</li><li>・ 状況を見て、入管法令と共に資本金額の増額検討も必要</li><li>・ 3,000万円にあがったのはいいが、日本はこれから円安に進んでいき、そのうち3,000万円も安いという時代になる可能性が高い。今後も日本経済の進み具合によって、金額を変えていくことは必要だと思われる</li><li>・ 経営を行う者1人あたり三千万円という形にすべき</li></ul>	<p>本制度は、外国人起業促進実施団体による確認証明書の交付を受け、本邦に在留する外国人が、2年を超えない期間で行う起業準備活動（本邦において事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業活動を除く））を促進するものであるため、将来的には当該外国人が「経営・管理」へ在留資格を変更して、本邦において事業の経営を行うことが想定されます。</p> <p>今般、法務省出入国在留管理庁において在留資格「経営・管理」の上陸基準の見直しが行われ、事業の規模について、これまで2人以上の常勤職員が事業に従事するか、資本金又は出資の総額が500万円以上であることのいずれかに適合することとされて</p>

		<p>いましたが、改正後の基準では、（1人以上の）常勤職員が事業に従事すること及び申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が3,000万円以上であることのいずれにも適合することが必要となったことを踏まえ、本制度における事業の規模に関する要件を見直すものです。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
2	<p>常勤職員に関する要件（人数、日本語能力など）を引き上げるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤職員の雇用については、1人以上ではなく5人以上とすべき</li> <li>・ 従業員11人以上が妥当。従業員11人以上で給与の源泉所得税を毎月納付するような企業でなければ、日本人の雇用環境の改善に役立たない</li> <li>・ 日本人の雇用確保のために、常勤の職員を日本人限定とし、10人程度の雇用とすべき</li> <li>・ 常勤の職員には日本語の技能を求めるべき。日本で仕事をしているのに、「日本語分かりません、担当者がいないので対応できません」では、問題がある</li> <li>・ 常勤の職員は2人以上とし、日本国籍を有することとすべき</li> <li>・ 常勤従業員は日本語検定2級以上の日本語力が必須とするべき。またこの試験は必ず日本国内で受けることとすべき。</li> <li>・ 法人の場合は日本国籍を持つ日本国内の居住者が代表取締役となる必要がある、あるいは、株式の一定数を上記と同等の条件を満たす者が所有する必要があるなどより厳しい制限を設けて欲しい。</li> <li>・ 外国人従業員を5人以下とすべき</li> <li>・ 常勤従業員の「名義貸し」業者の発生防止政策が必須</li> <li>・ 日本国籍の者1名雇用＋在住する者1名雇用すること</li> </ul>	<p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p> <p>なお、改正前の基準は、事業の規模について、2人以上の常勤職員が事業に従事するか、資本金又は出資の総額が500万円以上であることのいずれかに、上陸後又は在留資格の変更後一年（更新の際は更新後六月）以内に適合することとしていましたが、改正後の基準では、（1人以上の）常勤職員が事業に従事すること及び申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が3,000万円以上であることのいずれにも、上陸後又は在留資格の変更後一年（更新の際は更新後六月）以内に適合することが必要となります。そのため、常勤職員に係る基準が過大な負担とならないよう配慮し、1人以上で足りることとしたものです。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正前の文言である「二人以上の常勤の職員」は絶対に変えてはならない。</li> </ul>	
3	<p>特定の事業分野・業種を規制すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人の住環境に負担を強いる民泊経営を目的とする企業は不可とすべき</li> <li>不動産業、冠婚葬祭業（寺院・墓地等の買収、運営含む）等の日本国民の将来的不利益につながりうる業種へは参入禁止とすべき</li> <li>許可をする業種を策定すべき</li> <li>スモールビジネスや不動産関係のビジネスは規制すべきですが日本の経済発展のために、研究開発型スタートアップのみを規制緩和すべきです。その際も特許の有無や申請状況、日本国籍の経営人材を取締役にするなど要件にすべきです。</li> <li>民泊はじめ簡単にでき移住の為に利用される様な職種や業種を排除すべき</li> </ul>	<p>本制度では、経済産業大臣による外国人起業促進実施団体の認定の際に、その実施しようとする外国人起業活動管理支援計画において促進する起業準備活動によって起業を目指す事業の対象分野に関する事項をお示しいただき、それらが告示第3に規定する本制度の趣旨に合致していることを確認しております。</p> <p>また、本制度では、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家からの起業準備活動計画の確認申請又は更新の確認申請を受けた場合、同団体において、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上で、当該計画が我が国（当該団体が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであることや、計画が適正かつ確実なものであること、事業の規模等の要件のいずれにも該当すると認められた場合には、確認証明書を交付することと告示に規定しています。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
4	<p>安全保障の観点から、特定国の外国人による起業準備活動については規制すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全保障の観点から、国防動員法を設けている国の出身者は不可という縛りを設けるべきかと思います。</li> </ul>	<p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済安全保障の観点、技術流出などビザ取得の際に考慮すべき</li> <li>・ 反日を掲げる国の方のビザは厳しく管理をしてください。</li> </ul>	
5	<p>日本語能力に関する要件を新たに設けるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に、外国人が日本の企業で働くには、日本語能力検定2級が必要だといわれています。経営者ならば、1級(N1)を求めるべきでしょう。会社経営には日本語能力が必要です。</li> <li>・ 日本語がルールを守れる程度にわかることも重要かと思われます。</li> <li>・ 日本語要件を設定し面接を必須にしてください。</li> </ul>	御提出いただいた意見は今後の政策の検討に当たっての参考とさせていただきます。引き続き関係省庁等と連携しながら、適正な制度の運用に努めてまいります。
6	<p>職歴に関する要件を引き上げるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営・管理経験について、3年以上→10年以上とし、経営・管理経験が10年以上の場合には、経営管理に関する修士相当以上の学位の保有を求めるべきではない</li> <li>・ 事業の経営又は管理についての経験は、1年ではなく3年以上とすべき。</li> </ul>	御提出いただいた意見は今後の政策の検討に当たっての参考とさせていただきます。引き続き関係省庁等と連携しながら、適正な制度の運用に努めてまいります。
7	<p>学歴に関する確認を厳格化すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学歴証明書の現地での当該学校への確認（インド、中国等の証明書類の不正が多い国に限ってもよい、またその費用は申請者負担とする）</li> <li>・ 学歴詐称はしていないかも確認できるようにしていただきたい。</li> </ul>	御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。
8	<p>犯罪歴についても確認すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪歴がないことを確認すべき</li> <li>・ 犯罪者を日本入国させない事が重要。</li> <li>・ 過去に、罪を犯していないかどうか確認していただきたい。</li> </ul>	<p>外国人起業促進実施団体から確認証明書を交付された外国人による在留資格認定証明書交付申請等においては、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無を申告することとされており、この申告を踏まえ、地方出入国在留管理局において適切に審査が行われているものと承知しております。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>

<p>9</p>	<p>在留資格の取消し等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罪を犯した場合に日本国内から速やかに退去して頂くことも重要かと思われます。</li> <li>・ 認定の取り消しについて、刑法等法令違反の場合も含めるべき。</li> <li>・ 日本の法律遵守を徹底し法律違反があれば直ちに資産の没収、強制送還すべき。</li> <li>・ 外免切り替えで交通違反をした場合、高速道路の逆走や無免許運転、人身事故、その他の違法行為を犯した場合は、日本の法律の裁きを受けさせるのに加え、長期ビザが出ている場合は、ビザを取り消し、国外退去とすべきと思います。</li> <li>・ 見せかけの資金や、一時的に資金を借りただけで変更が許可されるのではなく、赤字経営や、納税額が非課税になっている場合などは在留を打ち切り、更新を認めないよう仕組みをしっかりと構築してほしい。一度許可されたらなにをして稼いでいても在留が認められ続けるのは問題。</li> <li>・ 資格剥奪についての項目がない。本邦において、一定の納税が見られない事業所（同種同規模企業の平均的な納税額に満たないもの）については、資格を剥奪すべし。</li> <li>・ ペーパーカンパニー防止が目的であれば、取得時に条件を厳格化するより、ビザ取得後数か月以内に実態審査を行い、活動が確認できなければ資格を取り消す仕組みで十分です。</li> </ul>	<p>本制度では、告示において、外国人起業促進実施団体に対し、特定外国人起業家の起業準備活動に係る進捗状況を定期的に確認し、少なくとも1月に1回、経済産業大臣及び当該団体の区域（当該団体が地方公共団体以外の者である場合にあっては、その主たる事務所の所在地）を管轄する地方出入国在留管理局に報告することとしているほか、特定外国人起業家による起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるよう適切な措置を講じることを求めています。</p> <p>また、本制度においては、特定外国人起業家からの起業準備活動計画の更新の確認申請を受けた場合、同団体において、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上で、当該計画が我が国（当該団体が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであることや、計画が適正かつ確実なものであること、事業の規模等の要件のいずれにも該当すると認められた場合には、確認証明書の交付をすることと告示に規定しています。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
<p>10</p>	<p>起業準備活動に関する進捗確認等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年、人員の確認および審査、許可の取り消しや帰国指導など、もっとたくさんの制限を盛り込むようお願いいたします。</li> </ul>	<p>本制度では、告示において、外国人起業促進実施団体に対し、特定外国人起業家の起業準備活動に係る進捗状況を定期的に確認し、少なくとも1月に1回、経済産業大臣及び当該団体の区域（当該団体が</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年1回、事業計画の進捗を確認し、更新制とすべき。条件を満たさない場合、事業取り消しが可能とすべき。</li> <li>・ 設立後も申請通りの経営が行われているかを定期的に確認するフォロー体制を拡充することを要望いたします。</li> <li>・ 1年ごとの定期的な監査制度にし、資本状態を金融機関の証明書等により確認し、資本金の額又は出資の総額が三千万円を切らないか確認すべき。</li> <li>・ 定期報告義務の強化し、売上・経費・雇用・オフィスの利用状況を半年ごとに報告させるべき。また、現地調査を義務化し、オフィス訪問や事業運営状況のチェックを行うべき。</li> <li>・ 経済安全保障の観点からの検査、法人支配の実態を行なうべきです。</li> <li>・ 活動内容とそぐわない活動をしていた場合には、どのように対処するのか記載していただきたい。</li> <li>・ 三千万円は今の五百万円の6倍で、数名で金を出しあい、それを見せ金として資本金として振込み、数名で使い回すという事が考えられるので、出資後の資本金の使いまわしを確認する措置が必要。</li> <li>・ 在留目的の悪用を阻止するのならば、取得要件ではなく取得後の企業活動の審査を厳しくするべきです。</li> <li>・ ペーパーカンパニー対策には資本金要件ではなく、厳格な事業モニタリングを優先すべき。門戸を広げつつ、実態を把握する仕組みこそが、日本の経済成長に不可欠です</li> <li>・ 給与支払いの有無等にも追跡の仕組みが必要だと思います。</li> <li>・ 結局は公務員や商工会議所、国家資格保持者が責任をもって監査する必要がある。</li> </ul>	<p>地方公共団体以外の者である場合にあっては、その主たる事務所の所在地)を管轄する地方出入国在留管理局に報告するものとする事としております。また、御提出いただいた意見等を踏まえ、当該定期報告の際の様式(様式第5号)において、確認実施日における、申請に係る事業の用に供される財産の総額(資本金の額及び出資の総額を含む。)や常勤の職員(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)の従事について記載することとするなどの詳細化を行いました。御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
1 1	<p>本制度を活用しようとする外国人への審査等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在留資格審査の際に、金の流れも調べることは出来ないでしょうか。</li> <li>・ 提出書類の真正性を厳格に審査し、偽造や不正申請を防止すること</li> <li>・ 提出する証明書については現本での偽造確認が必要。</li> </ul>	<p>本制度では、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家からの起業準備活動計画の確認申請又は更新の確認申請を受けた場合、外国人起業促進実施団体において、事業の起業及び経営に関</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府認定アクセラレーター等に審査を委託する仕組みを導入すべき</li> <li>産業の種類ごとに審査の重点を設定する方がより合理的</li> </ul>	<p>し、識見を有する者の意見を聴いた上で、当該計画が我が国（当該団体が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであることや、計画が適正かつ確実なものであること、事業の規模等の要件のいずれにも該当すると認めた場合には、確認証明書を交付することと告示に規定しています。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
1 2	<p>確認証明書の交付の際の要件の追加等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新時には黒字経営であることを確認すべき</li> <li>納税の状況の確認を行うべき</li> <li>売上・雇用・税務申告などの事業実績評価を行うべき</li> <li>急成長可能性や起業実績といった実質的基準を設けるべき</li> <li>事業活動・雇用・納税義務を在留継続条件として明文化し、資本金のみでの滞在許可を防ぐべき。</li> <li>必要なのは金額ではなく、ビジョンや信頼性を確認する面接などの仕組みです。</li> <li>いっそ金額の要件はなくして、事業計画と個人の滞在歴・日本語力等の実態に信頼性を求めた方が良いのでは</li> <li>当初の条件は継続し、その後の決算や税務申告をしっかりとチェックすることで健全な外国人の活動を維持すべきと考える。</li> <li>雇用人数要件を撤廃し、資本金や納税実績を評価すべきです</li> </ul>	<p>本制度では、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家からの起業準備活動計画の確認申請又は更新の確認申請を受けた場合、外国人起業促進実施団体において、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上で、当該計画が我が国（当該団体が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであることや、計画が適正かつ確実なものであること、事業の規模等の要件のいずれにも該当すると認めた場合には、確認証明書を交付することと告示に規定しています。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
1 3	<p>居住要件について</p>	<p>本制度では、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家からの確認申請又は更新の確認</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビザ取得者本人は本国に残ったまま、運営は専門業者に任せ家族だけを日本に居住させるためのビザ取得を防止するための施策が必要</li> </ul>	<p>申請を受けた場合、上陸後又は在留資格の変更後の住居を明らかにする書類を外国人起業促進実施団体に対して提出いただき、同団体において確認を行うことと告示に規定しております。</p> <p>また、御提出いただいた意見等を踏まえ、同団体からの確認証明書の交付の際の要件に、申請する者が起業準備活動の期間において、本邦に居住することとしていることを新たに設けることとしました。</p> <p>引き続き関係省庁等と連携しながら、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
1 4	<p>不動産について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産購入については事業用に限定し、住居や転売目的としている場合にはビザを取消すべき。また、土地・建物を取得した場合には、報告を必須とすべき。</li> </ul>	<p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
1 5	<p>資本金要件や常勤職員要件を引き下げるべき、又は段階的な引き上げに変更すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3,000万という基準についての根拠は何ですか。日本人でも一生かけて貯蓄できるか分からず、借入れも難しい額です。</li> <li>資本金3,000万円要件は、大企業や一部の富裕層のみを優遇し、多くの外国人起業家を排除します。多様性やイノベーションの芽を摘む改正は再考が必要です。</li> <li>資本金要件を500万円から3,000万円に引き上げることは、実態とかけ離れています。日本人の起業でも100万～500万円が一般的であり、3,000万円は大企業しか対応できません。</li> <li>日本の有望なスタートアップですら1年で500万円の資本金最低金額を超えることは難しい状況です。1年で3,000万規模というのは、自国ですでに展開されているものの日本ローカライズでしかなく、日本市場を</li> </ul>	<p>本制度は、外国人起業促進実施団体による確認証明書の交付を受け、本邦に在留する外国人が、2年を超えない期間で行う起業準備活動（本邦において事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業活動を除く））を促進するものであるため、将来的には当該外国人が「経営・管理」へ在留資格を変更して、本邦において事業の経営を行うことが想定されます。</p> <p>今般、法務省出入国在留管理庁において在留資格「経営・管理」の上陸基準の見直しが行われ、事業の規模について、これまで2人以上の常勤職員が事</p>

開拓したら撤退して終わりという展開にもなりかねません。改正の撤回を求めます。

- せめて資本金 1,500 万にしていきたい
- 資本金は従来通り 500 万円とする規定が妥当。
- 常勤の職員を雇うには、最初から各保険料を払わなければなりませんので、創業間もない企業にとって過大な負担です
- ソフトやゲーム開発は大資本より人材が重要で、成果まで 1～2 年必要です。新要件は短期で不可能で、革新的分野には不適切かつ非現実的です。
- 資本金 3,000 万円と雇用義務を一律に課すことは、小規模事業者を事実上「死」に追い込むこととなります。不正利用防止は重要ですが、初年度は現行基準を維持し、数年後に売上や雇用実績を確認してから条件を段階的に引き上げる制度の方が現実的
- 「常勤職員」要件については、創業初期の企業に対しパートタイム雇用を認めるなど柔軟化し、起業参入障壁を低減すべきである。また、「資本金額」要件については、創業初期に 3,000 万円未満を容認し、3～5 年以内の補足を認める段階的制度を導入することが望ましい。
- 資本金・雇用要件は業種や事業モデルに応じ柔軟に設定すること。
- 一律にいくらではなく国（GDP）によって基準とする金額を柔軟に変える必要があるのではないのでしょうか。
- 半年以内に 500 万円、2 年以内に 3,000 万円など、より実行可能で段階的な制限の形をご検討頂きたい。
- 初期段階での 3,000 万円投資は現実的に大きな負担となり、革新や挑戦を困難にする恐れがあります。現行 500 万円基準の維持または 2～3 年後からの段階的強化を要望します
- 優秀な外国人起業人材に日本企業として世界に伍するスタートアップを創出してもらうためには、障壁をさげ、プレシード、シード期に来てもらう必要があるため、改定案ではなく現状を維持していただきたい。

業に従事するか、資本金又は出資の総額が 500 万円以上であることのいずれかに適合することとされていましたが、改正後の基準では、（1 人以上の）常勤職員が事業に従事すること及び申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が 3,000 万円以上であることのいずれにも適合することが必要となったことを踏まえ、本制度における事業の規模に関する要件を見直すものです。

なお、本制度においては、同団体において、特定外国人起業家になろうとする者が行う起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後又は在留資格の変更後 1 年以内に、常勤の職員及び申請に係る事業の用に供される財産の総額の基準を満たすか否かを確認することと告示に規定しております。また、最大 2 回、起業準備活動計画の更新を行うことができ、2 年を超えない期間、本制度を活用することができます。御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。

1 6	<p>特定の人々の優遇について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性起業者、高学歴人材、経験豊富な経営者による創業については、優先的かつ迅速な審査を行う仕組みを設け、多様な人材の起業を促進すべきである。</li> </ul>	<p>本制度では、事業の経営又は管理について一年以上の経験を有していること、又は経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを、外国人起業促進実施団体における確認証明書の交付の要件として告示に規定しております。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
1 7	<p>経過措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の在留資格保持者には最低3年以上の経過措置を設けること</li> <li>既存保持者には移行期間を設けるべきです。</li> <li>現状既に起業している者で商工会議所・商工会で事業の実態と事業計画の有効性が確認できる者については新基準の適用を除外し現行資本金額とするよう変更いただきたい。</li> <li>現行の基準を実態として満たして上陸を許可されている外国人について、新たな基準を適用することによって不利益が生じることのないようにする必要があります。</li> <li>旧基準において外国人起業促進事業に基づき在留する外国人は、各自治体の功もあり、先端的で日本社会に益をなす事業内容が評価され起業準備を進める者が多い。しかし今般厳格化による大きな混乱が生じており、更新にまで厳格化を適用するのは早計。</li> </ul>	<p>施行日時点で本制度を活用して在留する特定外国人起業家や、外国人起業促進実施団体から確認証明書の交付を受けた方に対して、本改正案に示されている要件が直ちに適用されるわけではありません。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
1 8	<p>改正内容等の説明について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度改正の目的と影響を透明に説明すること</li> </ul>	<p>御提出いただいた意見等を踏まえ、今後、経済産業省のWEBサイト等において、今回の改正内容等について発信を行うこととさせていただきます。</p>
1 9	<p>学歴・職歴要件の緩和について</p>	<p>本制度では、事業の経営又は管理について一年以上の経験を有していること、又は経営管理に関する分</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学歴要件を経営学系に限定するのは不適切です。経営学出身者が必ずしも製品内容を理解できるとは限らず、学歴要件は事業分野関連の専門知識まで拡大し、例えばソフトウェア開発会社では計算機工学の学位も対象に含めるべきです。</li> <li>• 学士も認めていただきたい</li> <li>• 従業員数5名未満のスタートアップ企業に限っては、経営者の要件は「大学卒業以上」がいい。</li> <li>• 事業の経営については、学位を有さず又は実務経験がなくても可能な場合もある</li> <li>• MBA取得はイノベーション能力を示すものではありません。この要件は創造者ではなく、利益追求型の人材を呼び込みます。</li> </ul>	<p>野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを、外国人起業促進実施団体における確認証明書の交付の要件として告示に規定しております。</p> <p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>
20	<p>「識見を有する者」の特定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 告示では識見を有する者が特定されておらず、実施団体ごとに選任されています。運用の平準化のため、確認/支援プロセスの審査者について、最低でも認定経営革新等支援機関を例示に含める旨を明記してください。</li> </ul>	<p>御提出いただいた意見も踏まえながら、引き続き関係省庁等と連携し、適正な制度の運用に努めてまいります。</p>